

総社市建設工事等暴力団排除対策措置要綱

平成17年8月24日

告示第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、総社市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、建設工事等から暴力団を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、土木関係コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務
- (2) 有資格業者 本市の建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員(非常勤役員を含む。)及び支配人並びに支店、営業所等の代表者、個人の場合は支配人及び支店、営業所等の代表者
- (4) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める団体)
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者
- (6) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等

(指名除外の措置)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置事由のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置事由について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者を指名除外するものとする。

- 2 有資格業者のうち共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等組合(以下「組合等」という。)を前項の規定により指名から除外するときは、当該組合等の構成員のうち有資格業者についても、当該組合等の指名除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による指名除外に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 組合等の構成員のうち有資格業者を第1項の規定により指名除外するときは、当該組合等についても、当該有資格業者の指名除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、

指名除外するものとする。

- 5 有資格業者が警察捜査等に積極的に協力した場合は、指名除外の期間を減じ、又は取り消すことができる。

(指名除外の決定)

第4条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置事由に該当することを知ったときは、速やかに総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）に規定する総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「指名委員会」という。）の審議を経て、指名除外の可否及びその期間を決定するものとする。

(指名除外の通知)

第5条 市長は、前条の規定により指名除外の措置を決定したときは、指名除外理由及び指名除外期間を指名除外通知書(別記様式)により当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約からの除外)

第6条 市長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、指名除外を受けた有資格業者が、指名除外期間中建設工事等の全部若しくは一部を下請け負い、若しくは受託し、又は契約保証人となることを認めないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名の除外処分より前に下請し、若しくは受託し、又は契約保証人となった場合は、この限りでない。

(関係機関への協力要請)

第8条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(工事妨害の際の措置)

第9条 市長は、建設工事等の受注業者から、暴力団関係者による工事の妨害を受けた旨の申出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(警察との連携)

第10条 指名委員会は、警察との密接な連携のもとに運営するものとする。

- 2 市長は、別表の措置要件に該当すると認められる情報提供があったときは、警察に当該情報の確認を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第4条関係)

措置事由	除外期間
1 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係法人等であると認められるとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの間
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	同上
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を図るなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	同上
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	同上
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	同上
6 受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届出なかったとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内